議会改革特別委員会 調査・活動経過 ~改革は常にエンドレス~

◆特別委員会の設置及び組織

平成18年の合併に際し、伊那市は地域自治区を設置し、住民との協働を基本とした地域づくりを進めています。また、平成12年の地方分権一括法の施行及び政権交代後の政策運営等を考慮すれば、新しい行政システムの構築が地方自治体にとり急務となります。議会としても主体的にこの問題に取り組み、自立共助、情報共有、協働参画を基本原則とした伊那市独自の住民自治を推進するため、平成22年6月30日の伊那市議会定例会において本特別委員会が設置され、調査を付託されました。

委員会において上記項目の内容について検討精査し、具体的な項目に絞りこみました。 分権改革により自治体の権限が拡大されたことで議会の担う役割はますます重要となり、市民が安心して住みやすいと感じるまちづくりにするために、「市民に開かれた議会、信頼される議会」を目指し議員・議会のあり方を再認識しなければならない必要性を受け、条例制定の方向付けをしました。

当初、市民に開かれた議会、信頼される議会を念頭に、「自治基本条例」か「議会基本条例」か問題となりましたが、まずは議会の憲法というべき「議会基本条例」の制定に焦点を絞り審議していくことに決定し、本年度の最重要課題として検討することとしました。

1 設置年月日 平成22年6月30日

2 名 称 議会改革特別委員会

3 付託事件 議会運営のあり方に関する調査研究 住民自治推進のための調査研究

4 委員構成 委員長 黒 河 内 浩 (新政クラブ)

副委員長 小 平 恒 夫(政和会)

委員 二瓶 裕史(市民の輪)

委員 飯島 進(新政クラブ)

委員 平岩國幸(平成クラブ)

委員 若林徹男(平成クラブ)

委員飯島光豊(日本共産党伊那市議団)

委員 新井良二(政和会)

委員 前田久子(公明党)

◆調査研究の経過

本特別委員会では、この件の調査に当たり、委員会を16回、長野市を始め松本市、伊賀市、亀山市への4箇所の先進地視察、市民との意見交換会、市報・HPでの意見募集など活動を行ってきました。

1 特別委員会の開催

区分	年	月日	調査研究事項の内容
第1回委員会	平成 22 年	6月30日	委員会構成について
第2回 "	"	7月12日	委員会の今後の進め方について 調査研究課題について
第3回 "	JI	8月23日	議会基本条例・自治基本条例について その他の調査課題について 議会基本条例制定へ
第4回 "	,,,	10月25日	行政視察の結果報告 議会基本条例項目について
第5回 "	JJ	11月19日	議会基本条例について 骨子・概要 素案提示
第6回 "	IJ	12月21日	議会基本条例 第1章~第3章検討
第7回 "	平成 23 年	1月14日	第4章・第5章検討
第8回 "	"	2月15日	第6章・~8章検討(全部)
第9回 "	II	4月19日	議会基本条例条文について(原案) 先進地視察について
第10回 "	JJ	7月1日	議会基本条例 (反問・議会報告会について)

第11回 "	"	9月21日	議会改革フォーラムについて 議会基本条例 (議会報告会について)
第12回 "	"	10月13日	議会基本条例 (会派での意見集約)
第13回 "	,,,	10月24日	議会基本条例 素案(会派からの意見市民から の意見募集について)
第14回 "	"	11月9日	議会基本条例について 全体的
第15回 "	II.	12月20日	議会基本条例 市民からの意見について 条例修正(案)について
第16回 "	"	2月16日	議会基本条例 条例(案)について

2 意見交換会等の開催について

区分	年月日	対象者等	開催場所
議会改革 フォーラム	平成 23 年 8 月 23 日	伊那市民	市役所多目的
意見募集	平成 23 年 12 月	伊那市民	市報・HP・広報

3 行政視察

年 月 日	視察地	視察内容
平成 22 年 10 月 13 日	長野市	議会基本条例制定の経過と概要
	松本市	制定後の取り組みについて
平成 23 年 5 月 23 日	三重県	議会基本条例制定の経過と概要
	伊賀市	制定後の取り組みについて
₽ □ 04 □	三重県	議会基本条例制定の経過と概要
5月24日	亀山市	制定後の取り組みについて
平成 24 年 1 月 17 日	飯田市	講演 「分権時代を先導する議会を目指して」 講師 三谷 哲央氏 現三重県議会 議会改革推進会議会長

4 伊那市議会

年 月 日	会議名等	内 容 等
平成23年6月日	全員協議会	特別委員会中間報告
平成 24 年 1 月 6 日	議員懇談会	議会基本条例 意見募集について
平成 24 年 2 月 20 日	全員協議会	議会基本条例(案)について

基本条例の制定過程において市民とともに制定する条例として情報共有の重要性を感じ、平成23年8月に市民との意見交換会を開催しました。ここではテーマを条例に絞らず、議会議員のあり方と幅広し意見を求めるものとし140名ほどの参加をいただき、様々な参考となる意見要望をお寄せいただきました。

12 月には、それらのお寄せいただいた意見や先進地視察の研修をもとに委員会で議論を 重ね、委員会案として広く市民の皆さんに公開しさらに意見を求めるとして市報や HP に おいて意見募集を行いました。7 名 12 件、いずれも多面的な視点から議会を考えていただ きました。

◆今後の課題

これまで審議経過など述べてきましたが、基本条例の制定はゴールではなくスタートラインです。条例は改革を行っていくためのひとつの手段であり、この条例を受けて改革を推し進め、市民に開かれた議会、信頼される議会にしていくことが本特別委員会に課せられた役割であります。そのため、全議員が条例の理念・基本方針に対しての共通認識をもつことが何より望まれるところです。

今後、特に課題となる4点です。

- 1、この条例を基に市民との関係で具体的に行動を起こすこと。
- 2、条例に基づく施策実施の推進組織、すなわち制定後の取組を具体的に検討・検証していく組織の立ち上げ。
- 3、倫理条例制定に向けた検討。
- 4、議会事務局の体制整備。